

指定医療機関 各位

大分市福祉事務所

生活福祉課長 秦 尚裕

就学援助（医療費）補助事業の活用について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

生活保護法における医療扶助の実施にあたりましては、平素から生活保護行政の適正な運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の対象期間、対象者及び対象となる疾病についての診療・薬剤等の医療費については、生活保護法による医療扶助ではなく、就学援助（医療費）補助事業（大分市教育委員会）より支払われます。また、今年度は新型コロナウイルスの影響で、例年春に実施される定期健康診断が遅れており、2学期以降に実施する学校があります。それに伴い、今年度に限り、定期健康診断での発見の有無に関わらず、下記対象期間中及び下記の疾病に該当する場合は、学校から発行される医療券で請求することができます。万が一、生活保護法医療券が送付されている場合であっても、生活保護法医療券による対応はせず、就学援助(医療費)補助事業を活用願います。

また、処方箋を交付する際は、薬局にもその旨がわかるようお伝えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 1、対象期間 令和 2 年 7 月 1 日～令和 3 年 1 月 7 日までの間
- 2、対象者 大分市立の小中義務教育学校に就学する要保護児童生徒
- 3、対象となる疾病 定期健康診断等で発見された疾病のうち、学校保健安全法施行令第 8 条に定める疾病で、次に掲げるもの。
  - (1) トラコーマ及び結膜炎
  - (2) 白癬・疥癬及び膿痂疹
  - (3) 中耳炎
  - (4) 慢性副鼻腔炎及びアデノイド
  - (5) う歯
  - (6) 寄生虫病（虫卵保有を含む）

【生活保護の医療券に関する問い合わせ先】

大分市福祉事務所

生活福祉課 医療担当班 檜木（ならき）

TEL 097-537-5621(直通)

【就学援助（医療費）補助事業に関する問合せ先】

大分市教育委員会

体育保健課 学校保健担当班 佐藤

TEL 097-537-5983(直通)